

今後国との協議において、内容や単価に変更がある場合がありますので、ご了承ください。
 申請書、実績報告の提出については改めて通知はいたしませんので、この概要版や申請書をよく確認し、期限までの申請・報告をお願いします。

大豆助成

大豆団地 生産性向上助成

上限単価：2.4ha以上20,000円/10a (2.4ha未満19,000円/10a)

申請締切
令和8年 **6月12日 (金)**

拡
充

- (1)団地化の条件
- ①水田1ha以上(中山間地域(瀬場～清川)は80a以上)
 - ②複数の農業者で形成する場合も可とする(町外の農業者を含む場合は、一つ以上の共同作業をすること)
 - ③自家用又は畑地の場合、つながり要件としては認める。(団地助成面積には含まない。)
 - ④1筆当たりの平均面積が10a未満の団地については交付対象から除外する。
 - ⑤2.4ha以上の団地化への取組については、1,000円の加算を行う。
- (2)必須要件
- ①地力向上対策として次のいずれかの土壌改良材または有機資材の投入すること。
 ・酸度矯正資材(苦土石灰等) ・有機資材(堆肥、黒ひかり等)
 ・発酵鶏糞(100kg/10a以上の散布で「ほ場地力向上助成」にも該当。)
 ※土壌診断の結果等を参考に、ほ場の状況に応じて多取につながる必要量を散布してください。
 - ②共済・収入保険に必ず加入すること。
- (3)(2)の必須要件の他に、次のいずれか一つ以上の取組を行うこと。
- ①サブソイラー等による心土破碎や明暗渠の実施排水対策
 - ②土壌診断結果に基づいた堆肥の施用
 - ③種子消毒と防除作業の徹底した実施による疫病・害虫対策
 - ④5月下旬を目途とした適期播種の徹底

交付対象除外

令和6年、令和7年と2年連続で畑作物の直接支払交付金における町の基準単収(141kg/10a)の1/2を下回った農業者は、交付対象外とする。(ただし、令和6年の大雨または令和7年の高温少雨が原因で基準単収の1/2を下回った場合は対象とする。)

上記理由で交付対象外となった場合でも、つながり要件として認め、団地面積に含めることが可能なため、必要な場合は申請書に記載すること。交付対象とならない農業者のほ場についても、団地の面積に含める場合は、上記の必須要件を満たすことが条件。刈り残しがあるほ場は交付対象から除外する。

申請

6月12日までに申請書と団地図面(必須)、土壌改良剤又は有機資材の納品書・送り状を提出してください。

大豆団地 輪作加算

上限単価：15,000円/10a

拡
充

申請締切
令和8年 **6月12日 (金)**

- 要件
- 大豆団地助成の交付対象であること。
 前作に水稻(飼料用米、WC S 稲含む)が作付されていた水田であること。
 一筆単位の取組とし、一筆を分筆しての輪作は対象外とする。(「大豆転換助成」との重複不可)

申請

大豆団地助成の申請書に記載欄があります。

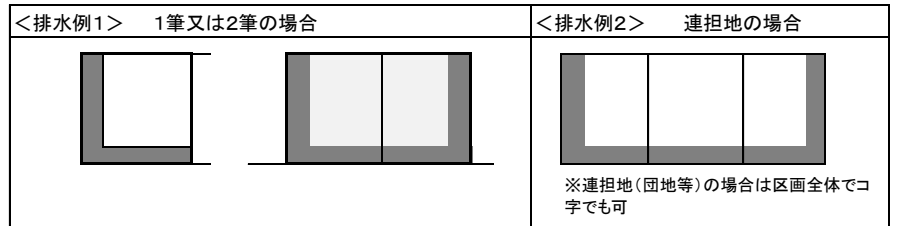
大豆土壌排水対策助成

上限単価：3,000円/10a

拡
充

申請締切
令和8年 **6月12日 (金)**

- (1)面積要件
一筆5a未満のほ場については、助成の対象外とする。
- (2)具体的要件
令和8年度に設置作業を行う。令和7年以前に設置し、そのまま活用する場合は、交付対象外とする。
サブソイラー等による心土破碎、又はバックホウや溝掘機等によりほ場の外周に深さ概ね20cm以上の明渠を設置する。暗渠排水は、サブソイラーやプラソイラーによりおおむねほ場全体に暗渠を設置する。
- (3)実績報告 **締切：8月末日**
作業後の写真等の取組をしたことがわかる書類。ほ場全体に実施したことがわかる写真を撮って提出してください。 ※作業後速やかに記録の写真を撮って現像してください。



申請・実績

6月12日までに申請書を提出してください。
 8月末までに取組報告書を提出してください。

大豆転換助成

上限単価：7,000円/10a

拡
充

要件

前作で主食用水稻が作付されていた水田に大豆を作付けた農業者に対し支援する。**令和7年から大豆の作付面積が増えた方のみ対象とする。**一筆単位の取組とし、一筆を分筆しての輪作は対象外とする。(「大豆団地 輪作加算」との重複は不可)

申請

申請書の提出は不要です。(再生協で自動算定)

そば助成

そば団地 生産性向上助成

上限単価：8,000円/10a

申請締切
令和8年 **6月12日 (金)**

- (1)団地化の条件
- ①水田2ha以上(ただし、中山間地域(瀬場～清川)は80a以上)
 - ②複数の農業者で形成する場合も可とする(町外の農業者を含む場合は、一つ以上の共同作業をすること)
- (2)必須要件
- ①7月中旬から8月上旬までの適期播種
 - ②共済・収入保険に必ず加入すること。
 - ③ほ場地力向上助成、そば土壌改良助成、そば排水対策助成のいずれか一つ以上に取り組み、交付対象であること。 ※地力向上、排水対策、土壌改良助成は別途申請すること。

交付対象除外

令和6年、令和7年と2年連続で畑作物の直接支払交付金における町の基準単収(25kg/10a)の1/2を下回った農業者は、交付対象外とする。(ただし、令和6年の大雨または令和7年の大雨が原因で基準単収の1/2を下回った場合は対象とする。)以下、「大豆団地生産性向上助成」と同様

申請

6月12日までに申請書と団地図面(必須)、土壌改良剤または有機資材の納品書・送り状を提出してください。

そば土壌改良助成

上限単価：2,000円/10a

申請締切
令和8年 **6月12日 (金)**

- (1)具体的要件 次のいずれか一つ以上を取り組むこと。
- ①貝殻資材有機石灰を40kg/10a以上投入する。
 - ②苦土石灰を60kg/10a以上投入する。(農協等で代表的な地点での土壌診断を行い、その結果に基づく施肥の指導を行うこと。)
- (2)実績報告 **締切：9月末日**
土壌改良剤の購入伝票、作業日誌等の資材を散布したことがわかる書類

申請・実績

6月12日までに申請書を提出してください。
 9月末までに散布実績(購入伝票等)を提出してください。

そば土壌改良助成・化成肥料施肥加算

上限単価：1,000円/10a

申請締切
令和8年 **6月12日 (金)**

- (1)具体的要件
「そば土壌改良助成」の交付対象であること。化成肥料(オール14)を10kg/10a以上散布すること。
- (2)実績報告 **締切：9月末日**
化成肥料の購入伝票、作業日誌等の資材を散布したことがわかる書類

申請

土壌改良助成の申請書に記載欄があります。

そば振興助成

上限単価：20,000円/10a

- 要件 生産性向上に資するため、対象ほ場について次のいずれかに取り組むこと。
- ①排水対策の実施
 - ②地力向上対策
 - ③申請者が担い手であること
 - ④団地化
 - ⑤8月上旬までの適期播種

申請

申請書の提出は不要です。(再生協で自動算定)

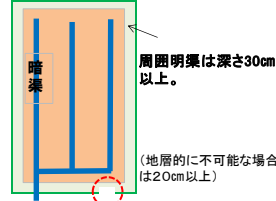
そば排水対策助成

上限単価：6,000円/10a

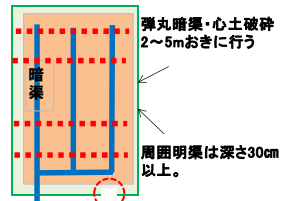
申請締切
令和8年 **6月12日 (金)**

- (1)具体的要件
令和8年度に設置作業を行う。令和7年以前に設置し、そのまま活用する場合は、交付対象外とする。
- ①暗渠が設置されているほ場
全周にバックホウや溝掘機等により深さ30cm以上の明渠を設置する。
また、排水が悪いほ場については、弾丸暗渠、心土破碎を2～5mおきに行う。
 - ②暗渠が設置されていないほ場
全周にバックホウや溝掘機等により深さ30cm以上の明渠を設置し、4～6m間隔でくし形に深さ15cm程度の明渠を設置する。長辺が100m以上のほ場については、20m間隔で畦に直交する深さ15cm程度のほ場内排水溝を作溝する。暗渠排水(補助排水、弾丸排水)は、サブソイラーやプラソイラーによりおおむねほ場全体に暗渠を設置する。 ※30cm掘ることができない地層の場合は、20cmで可とする。
- (2)実績報告 **締切：9月末日**
作業後の写真等の取組をしたことがわかる書類
※作業後の写真で、令和8年度に実施した事業と認められない場合(明渠内に雑草が繁茂している、溝が崩れて深さが確認できない等)は対象外としますので、作業後速やかに記録の写真を撮ってください。**写真がない場合は、交付対象外となる場合がありますので、ご注意ください。**

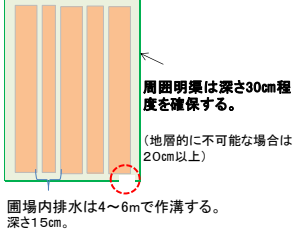
○暗渠がある場合



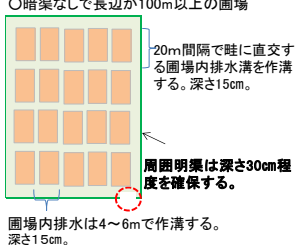
○暗渠ありで排水が悪い圏場



○暗渠なし



○暗渠なしで長辺が100m以上の圏場



申請・実績

6月12日までに申請書を提出してください。
 9月末までに取組報告(1筆ごとの写真)を提出してください。

注意

作物変更、収穫出荷の断念等があった場合は、速やかに再生協議会事務局(役場農林課)に来庁のうえ、営農計画書の訂正をお願いいたします。
 連絡がなく、誤って交付金が交付された場合は、虚偽の申請と捉えられかねませんので、事務局からの連絡を待たず直ちにご報告ください。

自然災害、鳥獣被害が発生した場合は、各自写真記録をお願いします。

大豆、そばの収穫量が基準単収の1/2を下回った場合、理由書に被害写真の提出が必要となります。(冠水した場合は、水が引き切らない状況での写真をお願いします。)

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項 より抜粋

- ◆出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。
- ◆以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
 - (1)交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2)正当な理由なく、営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合
 - (3)営農計画書に記載した交付対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合

ほ場地力向上助成

上限単価：3,000円/10a

申請締切
令和8年 **6月12日（金）**

- (1)対象作物 大豆、そば
 (2)具体的要件 農協等が代表的地点で土壌診断を行い、その結果に基づく指導を行うこと。
 次のいずれか一つ以上を投入すること。※黒ひかりは対象外です。
 ①牛ふん堆肥を1t/10a以上 ②豚ふん堆肥を500kg/10a以上
 ③発酵鶏糞を100kg/10a以上 ④混合堆肥（あぐりん堆肥を含む）を1t/10a以上
 (3)面積要件 一筆5a未満のほ場については、助成の対象外とする。
 (4)実績報告 **締切：8月末日（大豆）、9月末日（そば）**
 有機資材の購入伝票、作業日誌等の資材を散布したことがわかる書類

申請・実績

6月12日までに申請書を提出してください。
 大豆の場合は8月末まで、そばの場合は9月末までに散布実績（購入伝票等）を提出してください。

地力増進作物助成

上限単価：20,000円/10a

申請締切
令和8年 **6月12日（金）**

- (1)対象作物 ソルガム、アカクローバー、クリムソクローバー
 (2)具体的要件 基幹作として地力増進作物を作付けし令和9年度に高収益作物または戦略作物を作付けすること。
 (3)実績報告 **締切：8月末日**
 種子の購入伝票、作業日誌等の耕起・整地・播種・肥培管理を実施したことがわかる書類

申請・実績

6月12日までに申請書を提出してください。
 8月末までに地力増進作物種子購入伝票を提出してください。

◆大豆・そば団地のつながり要件◆

- ①ほ場の辺の半分以上が重なって連担していること。
 ②農道、町道、県道、用排水を挟んでいる場合、辺の半分以上が重なっていれば可。
 ③河川、国道、大排水、**鉄道、高架橋、高規格道路**を挟んで面的に重なっている場合、橋梁等による移動距離が100m以内であれば可。
 ④団地の中に、要件を満たさないほ場が発生した場合、当該ほ場は「つながり要件」としては認めが団地面積には含めず交付対象外となりますので、ご注意ください。

<p><団地例1> 複数の農地が畦畔で接続</p> <p>【そば】 105a</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ 部分</p> <p>辺の重なりは、半分以上重なっていること。</p>	<p>辺の半分以上が重なっているの可。</p>
<p><団地例2> 複数の農地が河川を挟んで接続</p> <p>【大豆】 120a</p>	<p>辺で重なっているほ場までの移動距離が、川を挟んでも100メートル以内であれば可。大排水、国道、鉄道、高架橋、高規格道路も同じ。</p>

需給調整米助成（「加工用米複数年契約助成」及び「醸造用米助成」は令和7年度で廃止）

新市場開拓用米取組拡大助成

上限単価：20,000円/10a

- (1)対象作物 新市場開拓用米（輸出米）
 (2)要件 新規需要米取組計画の認定を受けること。

申請

申請書の提出は不要です（再生協で自動算定）

新市場開拓用米複数年契約助成

上限単価：10,000円/10a

- (1)対象作物 新市場開拓用米（輸出米）
 (2)要件 新規需要米取組計画の認定を受けること。
 3年以上の複数年契約であること。

申請

申請書の提出は不要です。（再生協で自動算定）

重点振興作物助成（「重点振興作物輪作加算」は令和7年度で廃止）

重点振興作物助成

単価は下図参照

拡充

申請締切
令和8年 **5月8日（金）**

- (1)対象作物 下記作物のうち、令和9年3月31日までに収穫出荷が確実なほ場のみ申請してください。
 ※露地のバラ、トマト、小松菜、ほうれんそう、せいさいは交付対象外とします。
 ※株養生期間は交付対象外とします。

上限単価	対象作物
50,000円/10a	ストック、トルコギキョウ
45,000円/10a	菊、バラ、宿根カスミソウ、ひまわり、紅花、ダリア、シクラメン、スターチス
40,000円/10a	トマト、ネギ、赤かぶ、枝豆、シャインマスカット
30,000円/10a	カラトリ、メロン、さといも、アスパラガス、小松菜、ほうれんそう、せいさい、ブロッコリー、ニラ、ベビーリーフ、しいたけ
20,000円/10a	わらび、行者にんにく、月山菊

申請・実績

6月12日までに申請書を提出してください。
 作物出荷後1か月以内に、出荷証明書を提出してください。

園芸施設作物加算

単価は下図参照

申請締切
令和8年 **5月8日（金）**

- (1)対象作物 園芸施設内で作付される下記の作物

上限単価	加温※	対象作物
10,000円/10a	加温なし	トルコギキョウ、ストック、菊、バラ、宿根カスミソウ、ひまわり、紅花、ダリア、スターチス、シクラメン、ネギ、シャインマスカット、メロン、トマト、小松菜、ほうれんそう、せいさい、しいたけ、ブロッコリー、ベビーリーフ
100,000円/10a	加温あり※	トルコギキョウ、ストック、菊、宿根カスミソウ、ひまわり、紅花、ダリア、スターチス、ネギ、シャインマスカット、メロン、トマト、小松菜、ほうれんそう、せいさい、しいたけ、ブロッコリー、ベビーリーフ
200,000円/10a	加温あり※	バラ、シクラメン

※加温あり＝2カ月以上ボイラーによる加温で作物を生産する場合

- (2)実績報告
 加温ありの場合はボイラー写真、燃料の伝票、加温した期間がわかる作業日誌を添付してください。

申請・実績

重点振興作物助成の申請書に記入欄があります。
 加温ありの場合は、作物出荷後1か月以内に、燃料の購入伝票、加温設備の写真等を提出してください。

重点振興作物規模加算

上限単価：5,000円/10a

- (1)要件
 農業所得の向上を目的とし、重点振興作物のうち、より高収益が見込まれるネギ、赤かぶ、枝豆、トルコギキョウ、ストック、菊、バラ、宿根カスミソウ、ひまわり、紅花、ダリア、シクラメン、スターチスの作付の合計面積が60a以上の農業者に対し支援する。

申請

申請書の提出は不要です。（再生協で自動算定）

県産地交付金（単価は変動する場合があります。）

飼料用米の低コスト生産助成

上限単価：8,000円/10a

申請締切
令和8年 **5月8日（金）**

要件 低コスト化への取組を3つ以上実施すること。（令和7年度と同じメニューを選択できます。）

申請

申請書を提出してください。
 申請があった方には、実績報告について別途ご案内いたします。

加工用米の生産性向上取組助成

上限単価：8,000円/10a

- (1)要件 ケイ酸質肥料等の散布
 (2)対象者 コメ新市場開拓等促進事業に申請した協議会の農業者であること
 ただし、コメ新市場開拓等促進事業との重複受給不可

申請

対象となる方に別途ご案内いたします。

新市場開拓用米の生産性向上取組助成

上限単価：10,000円/10a

- (1)要件 ケイ酸質肥料等の散布
 (2)対象者 コメ新市場開拓等促進事業に申請した協議会の農業者で、不採択となったもの（交付対象面積は、国で不採択となった面積を上限とする）

申請

対象となる方に別途ご案内いたします。

米粉用米の生産性向上取組助成

上限単価：10,000円/10a

- (1)要件 ケイ酸質肥料等の散布
 (2)条件 コメ新市場開拓等促進事業との重複需給不可

申請

対象となる方に別途ご案内いたします。

申請様式について

申請様式は令和8年3月に配布しているほか、農業再生協議会事務局窓口でもお渡ししております。
 また、右記のQRコードから申請様式のダウンロードができます。パソコン上での申請書作成等に御活用ください。



(庄内町役場HP)

注意 作物変更、収穫出荷の断念等があった場合は、速やかに再生協議会事務局（役場農林課）に来庁のうえ、営農計画書の訂正をお願いいたします。
 自然災害、鳥獣被害が発生した場合は、各自写真記録をお願いします。
 大豆、そばの収穫量が基準単収の1/2を下回った場合、理由書に被害写真の提出が必要となります。

【庄内町農業再生協議会事務局（庄内町役場農林課内）】 Tel 0234-42-0168

